議案第110号

佐野市国民健康保険税条例の改正について

佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めます。 令和5年12月1日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐野市国民健康保険税条例(平成17年佐野市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の5.6」に改める。

第5条中「2万2,200円」を「1万9,800円」に改める。

第5条の2第1号中「15,600円」を「1万3,800円」に改め、同条第2号中「7,800円」を「6,900円」に改め、同条第3号中「11,700円」を「1万350円」に改める。

第9条の2中「10,800円」を「1万800円」に改める。

第21条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「15,540円」を「1万3,860円」に改め、同号イ(ア)中「10,920円」を「9,660円」に改め、同号イ(イ)中「5,460円」を「4,830円」に改め、同号イ(ウ)中「8,190円」を「7,245円」に改め、同項第2号ア中「11,100円」を「9,900円」に改め、同号イ(ア)中「7,800円」を「6,900円」に改め、同号イ(イ)中「3,900円」を「3,450円」に改め、同号イ(ウ)中「5,850円」を「5,175円」に改め、同項第3号ア中「4,440円」を「3,960円」に改め、同号イ(ア)中「3,120円」を「2,760円」に改め、同号イ(イ)中「1,560円」を「1,380円」に改め、同号イ(ウ)中「2,340円」を「2,070円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,330円」を「2,970円」に改め、同号イ中「5,550円」を「4,950円」に改め、同号ウ中「8,880円」を「7,920円」に改め、同号エ中「11,100円」を「9,900円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の佐野市国民健康保険税条例の規定は、令和6年 度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国 民健康保険税については、なお従前の例による。

理由

国民健康保険税の課税限度額及び税率を改めるため本条例を改正したい ので提案するものです。

議案第110号参考資料

佐野市国民健康保険税条例の改正案 新旧対照表

現

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.0を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万2,200円</u>とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保

(課税額)

第2条 (略)

2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。

īF.

案

4 (略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.6を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万9,800円</u>とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保

険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の 世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯 であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過 する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をい う。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同 一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に 他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項 において同じ。) 以外の世帯 15,600円

- (2) 特定世帯 7,800円
- (3) 特定継続世帯 11,700円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 10,800円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健│第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健 康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後 期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た 額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合に は、17万円)の合算額とする。
- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所 属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金

険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の 世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯 であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過 する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をい う。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同 一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を 経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に 他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第21条第1項 において同じ。) 以外の世帯 1万3,800円

- (2) 特定世帯 6,900円
- (3) 特定継続世帯 1万350円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について 1万800円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得 た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後 期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た 額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合に は、17万円)の合算額とする。
- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万 円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所 属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金

額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計額(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について15,540円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,920円
 - (イ) 特定世帯 5,460円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>8,190円</u>

ウ~カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計額(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1万3,860円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,660円
 - (イ) 特定世帯 4,830円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>7,245円</u>

ウ~カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について11,100円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円
 - (イ) 特定世帯 3,900円
 - (ウ) 特定継続世帯 5,850円

ウ~カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について4,440円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,120円
 - (イ) 特定世帯 1,560円
 - (ウ) 特定継続世帯 2,340円

ウ~カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日 以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者 に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9,900円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,900円
- (イ) 特定世帯 3,450円
- (ウ) 特定継続世帯 5,175円

ウ~カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について3,960円
 - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,760円
 - (イ) 特定世帯 1,380円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>2,070円</u>

ウ~カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日 以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者 に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定 した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,330円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,550円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,880円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,100円
- (2) (略)

した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯 の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,970円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,950円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,920円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,900円
- (2) (略)